

第 12 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 3 年 11 月 19 日 金曜日 13 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第 12 回会津美里町農業委員会定例総会会議録

1. 日時 令和3年11月19日 金曜日 13時30分～14時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	7番 佐藤 孝夫	6番 松本 晋平
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	12番 松本 吉弥	11番 間舩 一男
	推進委員 元木 博人	推進委員 本名 京子
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
	推進委員 山内 栄一	推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員10名出席／12名	
	推進委員2名出席／10名	
4. 議事録署名人	2番 眞鍋 伸太郎	7番 佐藤 孝夫

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。本日、6番 松本晋平委員、11番 間船一男委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第12回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
2番 眞鍋伸太郎委員、7番 佐藤孝夫委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号15番、譲渡人は、譲受人は

申請農地は沼田字出戸田沢49番 田 1,900㎡であります。申請事由としては、譲渡人が労力不足のため、譲受人が相手方要望であります。

移転時期は許可日以降であり、価格は10アールあたり342,000円です。

権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第43号について質疑を求めます。

野中委員 10アールあたりの価格が342,000円と細かいですが、どのような要望だったのでしょうか。

事務局次長 今回、ご本人どうしのお話し合いの中で、最初は400,000円から始まりまして、徐々に下げていって最終的にこの価格に決まったとのことでした。

議 長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第43号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第4条関係】

議 長 次に、議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番 申請人は 。
申請農地は、旭三寄字石ヶ窪甲1276番 畑 195㎡であります。
転用しようとする事由は駐車場用地です。工事着工及び完成は、許可日より令和3年12月31日の予定となっております。建築物の名称及び面積は、駐車場37.50㎡、雪捨て場・通路157.50㎡です。なお、現地調査を実施しております。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号1番について、元木博人委員より報告願います。

元木委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和3年11月2日午前9時30分から調査を行いました。
出席者は、申請人の 、町農業委員会より、村松委員と私、事務局により調査を実施しております。
転用目的は駐車場用地で、申請人が11月から息子夫婦と同居するため、自宅の隣接地にその分の駐車スペースを確保するものです。
付近への被害防止策ですが、申請地は付近との高低差がなく、全体を砂利敷きとするため、土砂流出の恐れはありません。
農業用排水施設への影響ですが、付近に農業用排水施設はありません。
なお、汚水排水は発生せず、雨水は自然地下浸透で処理します。その他周辺農地への影響ですが、
申請地は、西側が道路、北と南側が宅地となっており、東側に地目が畑の土地がありますが、建物を建てるわけではないため、日照への影響はなく、また、必要な土砂流出防止策も講じるため、営農条件への影響はありません。
申請地は、隣地所有者立ち合いのもとで境界が確定されており、転用しても問題ないものと思われまます。
以上報告いたします。よろしく願います。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第44号について質疑を求めます。

—なしの声—

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

—挙手全員—

議 長 賛成全員と認め、議案第 44 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 45 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転についてを審議いたしますが、本案件については、委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は一時退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 3 番、移転する者 さん、移転を受ける者 さん。当該農地は、境野字境野 318 番 外 4 筆 田 10,899 m²、境野字境野 165 番 畑 113 m²。価格は、田については 10 アールあたり 520,000 円であり、畑は非常に小さく一括での譲渡を希望されたので、付随するものとして 4,610 円でまとめたものであります。

なお、あっせん会議を開催しております。以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。

山内(榮)委員 令和 3 年 11 月 5 日に会津美里町本庁舎 2 階 203 会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、柴崎陽委員と私、事務局次長、出し手の さんの代理人 さん、受け手の さんであります。

はじめに、 さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、村上典子さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい、とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 さんは、新鶴地域で約 45.2 ヘクタールの農地について水稻中心の経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、出し手から話し合い、受け手から希望額の提示がありましたので、妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、耕地の形状が悪い場合の取り扱いについて質問したところ、全体を一括りとして計算してほしいとの希望があったものです。

あっせんの結果、双方納得したため、田を 10 アールあたり 520,000 円とすることで合意に至りました。また、畑は、小さく条件も悪いので付随する農地として売買するものとなりました。以上よろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 45 号の所有権移転は、原案のとおり決定することに決しました。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。
本案件は、原案のとおり決定しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、利用権設定について、質疑を求めます。

諏訪委員 受付番号 148 番は、どのような理由で無償なのでしょう。

事務局次長 親子間の使用貸借契約であるため、無償となっております。

議 長 そのほかにございせんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 45 号利用権設定については原案のとおり決定いたします。
これをもって議案の審議を終了いたします。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 46 号遊休農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 通し番号 34 番から 41 番の 8 筆です。
農地の所在は、旭杉原字大上甲 402 番 外 7 筆であります。地目、面積、現況確認日等については、一覧表のとおりです。所有者は全て さんです。
現地確認については、農業委員会より委員 2 名と事務局で現地調査をしております。その結果 3 筆を原野、5 筆を山林とすることが妥当との判断をいただいております。以上です

議 長 以上で説明が終わりました。本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。通し番号 34 番から 41 番について、元木博人委員より報告願います。

元木委員 非農地判断のための現地調査について報告を申し上げます。
通し番号 34 番から 41 番、非農地化希望申請者は、 さんです。
当該地については、農地法の運用第 4（2）の所有者からの申請に基づき、
令和 3 年 11 月 2 日 午前 10 時から調査を行いました。出席者は、土地所有者の相続人 さん、調査委員は、村松委員と私、事務局により現地調査をしております。判断基準は、農地法の運用第 4（4）に基づき判断いたしました。旭杉原字大上甲 402 番 外 7 筆は、岩淵集落内及び赤館ため池の南側の山中に位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、8 筆とも未整備の農地であり、20 年以上不耕作地となっていたため、雑木が生い茂り原野の様相でありました。
また、館山及び山ノ入は山中にあるため、作業道も狭く大型機械での耕作が困難であり、20 年以上前に植栽した杉で山林の様相でありましたので、再生困難な農地と判断いたしました。申請地は、周辺が宅地や山林で囲まれており、農地はなく、他への影響はありません。
そこで、旭杉原字大上甲 402 番 外 7 筆 について、非農地 原野及び山林であると判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 46 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 46 号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 46 号から第 47 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 46 号につきましては、相続による農地の取得でございます。3 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 47 号 合意解約について であります。

3 件の届出が提出されております。それぞれの事由によりまして、両者合意に基づいて解約した案件につきまして報告いたします。内容については説明を省略したいと思います。1 件注意が必要な農地がございます。

受付番号 79 番ですが、この中に、字竹ノ花 14 番という田が含まれております。この案件は、平成 9 年、換地完了の宮川土地改良区による基盤整備北部地区内の第 1 種農地ですが、1 枚が 6,636 m²のほ場が、5 筆に分割されておまして、5 名の地権者がおります。今般合意解約された以外の 4 筆分は、地権者と耕作者とは口約束での契約であったため、口頭で耕作できないとの通知がされております。そのために、来年の耕作者が不在となる案件となりました。今後は、農地法第 33 条に基づく利用意向調査を進め、中間管理機構に協議をしながら、耕作者を探していくこととなります。

耕作できそうな方がいる場合については、事務局へお知らせくださるよう、お願いいたします。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第12回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:10 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(2番 眞鍋 伸太郎)

会議録署名人 _____ 印
(7番 佐藤 孝夫)